

その他の事業紹介とお問い合わせ

通う

ゆう

生活介護事業

TEL 046-855-3911

FAX 046-855-3912

平日 月～金曜日/9:00～17:00



ライフゆうラボ

生活介護事業

TEL 046-856-6833

FAX 046-856-6834

平日 月～金曜日/9:00～17:00



生活する

ケアホームはなえみ
ケアホームはなあかり

共同生活援助事業



ライフゆう

医療型障害児入所施設 療養介護事業

TEL 046-856-6833

FAX 046-856-6834

平日 月～金曜日/9:00～17:00



ACCESS



本部・ゆうへのアクセス

車でお越しの方

横浜横須賀道路(横須賀IC)から約10分

バスでお越しの方

JR 逗子駅前2番バス乗り場、
または京急逗子・葉山駅1番バス乗り場から30分
「大楠芦名口」バス停下車徒歩7分

ライフゆうへのアクセス

車でお越しの方

横浜横須賀道路(横須賀IC)から約10分

バスでお越しの方

JR 逗子駅1番バス乗り場、
または京急逗子・葉山駅1番バス乗り場から20分
京急汐入駅2番バス乗り場から25分
「湘南国際村間門沢調整池」
または「湘南国際村つつじが丘」下車徒歩10分



ご利用のしおり

みなと舎に直接お申込みいただく
サービスの利用に関する説明書



CONTENTS

育つ



P1. ライフゆう学齢デイ

泊まる



P3. ショートステイゆう

P5. ショートステイ・ライフゆう

出かける



P7. ヘルパーゆう

相談する



P9. 支援センター
ライフゆう



ライフゆう学齡デイ

放課後等デイサービス

所在地:横須賀市湘南国際村1-4-6



お問い合わせ

TEL 046-856-6833

FAX 046-856-6834

受付 平日 月～金曜日/9:00～17:00

一人ひとりの成長を応援！ 学校の休日や放課後を楽しむ場所

障害のあるお子様のため、スタッフ一同心を込めて、色々な活動を用意していきます。

INFORMATION

目的

学齡期における集団及び個別療育

対象

① 学齡期(6歳～18歳)の重症心身障害児の
認定を受けた児童

※重症心身障害認定の窓口は、
横須賀市児童相談所・鎌倉三浦地域児童相談所です。
※訪問学級や通学していない児童も対象になります。

②市町村発行の障害福祉サービス受給者証
の支給決定者

※お持ちでない方は障害福祉課にて
手続きをお願い致します。

対象地域

横須賀市、三浦市、葉山町、逗子市全域

定員

5名/日

利用日・サービス提供時間

利用日:土日・祝日を除いた月曜日～金曜日

営業時間:9時～17時30分

サービス提供時間:学校開校日

14時～17時

各学校が定める学校休校日

10時～16時

※詳細は「ライフゆう学齡デイの年間計画」に基づきます。

送迎

基本、福祉サービス利用時の送迎は
ご家族に対応をお願いします。

費用

給食利用時のみ、
給食費(1食650円)をいただきます。

※詳細は重要事項説明書をご参照ください。



利用開始までの流れ

STEP 1 事前外来

登録(契約)前に、
事前外来診察が必要です。
医療、健康に関する診察を行います。
※主治医からの医療情報提供が必要です。

事前
予約制

毎週
月曜日

持ち物
CHECK

STEP 2 登録(契約)

- ①必要書類の提出
- ②個別面談の実施
ご本人に関する情報を共有し(アセスメント)、
個別支援計画作成の準備をします。
※契約後6カ月に一回の面談実施
- ③登録
契約・重要事項に関する説明、同意の上、
契約書をお渡しします。
※登録(契約)時には、放課後等デイサービスに関する
「支給決定」が必要です。
(支給決定窓口:障害福祉課)

事前
予約制

STEP 3 利用日数・利用日の決定

個別支援計画に基づき、
基本的な利用日及び利用日数を決定します。
※学校休校日の利用については、
各学校の休校状況を把握したのち、
可能な範囲での受け入れ調整になります。

STEP 4 利用開始

学校から帰ってきたら、
基本的にご家族でお送りいただき、
担当スタッフがお出迎えます。
帰りのお迎えもご家族にてお願いします。

持ち物
CHECK

持ち物

STEP 1 「事前外来」時の持ち物

☐ 診療情報提供書
処方薬がわかる内容を含め、
かかりつけの医療機関からご持参ください。

☐ 健康保険証

☐ 母子手帳

☐ 身体障害者手帳・療育手帳

☐ 市町村発行の障害者医療受給者証

☐ 市町村発行の障害者福祉サービス受給者証

☐ 印鑑

STEP 4 「利用日」の持ち物

☐ お薬(3日分+α)、処方箋

☐ 飲食に必要な個人特有な物品
お茶等の入った水筒、吸い飲み、コップ、スプーン等

☐ 紙おむつ(必要枚数/日)

☐ 衣類(着替え用)

☐ 医療物品(吸引・経管栄養セット等)

☐ 福祉サービス受給者手帳

※ご利用の際は、毎回お持ち下さい。

※上記以外、個人が必要とする物は、
ご相談の上お持ち頂きます。

※持参物には全て記名をお願いします。

ご家族との共同支援

健康管理

- ・基本的な日常の健康管理は、ご家族が中心をお願いします。
- ・福祉サービス利用時に、体調に急激な変化や体調不良等が見られた場合、医療施設「ライフゆう」の医師に相談し、ご家族へ速やかに連絡しますので、帰宅等の対応をお願いします。(その際、必要に応じ診察状況に関する情報提供を行います。)

相談

日常的なメンバー(利用者)の支援や暮らし等に関すること、
福祉サービスに関すること、
福祉サービス利用に関することについて、
ご相談をお受けいたします。



ショートステイゆう

短期入所事業(単独型)・日中一時支援事業

所在地:横須賀市芦名2-8-17



お問い合わせ

TEL 046-855-3911

FAX 046-855-3912

受付 平日 月～金曜日/9:00～17:00



メンバーさんご家族に安らぎの時間を

一軒家スタイルで、個室を中心にゆったりとアットホームに過ごしていただけます。

INFORMATION

目的

① 計画的利用

介護者のレスパイト等・ご本人の体験利用として計画的に日程を決めて利用します。

② 緊急時の利用

在宅で介護しているご家族が、急な病気や事故などの理由により、一時的に介護ができなくなった時に、ご家族に代わって事業所が支援サービスを行います。

対象

短期入所: 重度重複障害者／重症心身障害者

(療育手帳A1又はA2+身体障害者手帳1級又は2級)

日中一時: 重度重複障害児者／重症心身障害児者

対象地域

基本横須賀、三浦福祉圏域にお住まいの方
(政令市除く)

定員

4名/日

送迎

利用期間中の送迎はご家族の対応をお願いします。

費用

食費・水光熱費・日用品等の実費負担があります。

※詳細は重要事項説明書をご参照ください

ご利用にあたって

・緊急利用の場合は連続して7日間まで

・計画的利用は月3日間まで

・1人の利用限度期間は1ヶ月間で7日まで

・短期入所は、高等学校(18歳以上)卒業相当年齢以降の方

・学齢の方は日中一時支援に限ります
(基本9時～17時)



初回利用までの流れ

STEP

1 電話でお問い合わせ

随時
受付

利用にあたっての手順、使い方、
必要書類について説明をします。

STEP

2 施設見学、担当スタッフによる面談

事前
予約制

ご本人に関する情報を共有します
(アセスメント)。

※必要に応じ今後も面談実施

STEP

3 体験利用と契約・重要事項のご説明

持ち物
CHECK

事前
予約制

登録(契約)・重要事項に関する説明、
同意の上、契約書をお渡します。
個別支援計画を作成します。

STEP

4 本契約・利用のお申し込み

2ヶ月前
予約制

① 利用希望月の2カ月前より
申し込みを随時受付けます。

② 利用希望月の前月に
利用調整結果(利用の可否や日程)を
書面と電話にてお知らせします。

STEP

5 初回利用(宿泊あり)

持ち物
CHECK

① 受け入れ

支援・看護スタッフとご家族とで、
利用に際する上での確認(持ち物、介助内容や
支援内容、配慮事項等)、緊急時連絡先確認。

② 平日の日中

「ゆう」の活動に合わせて過ごします。

③ 退所

利用中の説明、その他の確認。

初回利用以降の利用方法

ご契約後の計画的利用

利用希望月の2ヶ月前よりお申し込みください。

ご利用緊急時の利用

直前でも調整がつけば受け入れ可能となります。

ご家族との共同支援

急変時の連絡先について

利用中に体調を崩された場合、ご家族へ連絡をさせていただきます。
期間中は確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先の申告をお願いします。

持ち物

STEP

3 「契約」時の持ち物

- ☐ 必要提出書類等
見学、事前相談、面談時にお渡しするもの
- ☐ 医療的ケア依頼書、医師の指示書
(医療的ケアの必要な方のみ)
- ☐ 身体障害者手帳・療育手帳
- ☐ 市町村発行の障害者医療受給者証
- ☐ 市町村発行の障害者福祉サービス受給者証
- ☐ 印鑑

STEP

5 「利用日」の持ち物

- ☐ お薬(利用期間分+a)
・内服薬・頓服薬は1回分ずつ記名し、
ホッチキスなどでまとめる。
・坐薬、ぬり薬等は小袋に入れる。
 - ☐ 処方箋
 - ☐ 食事に必要な個人特有な物品
吸い飲み、コップ等、スプーン等
 - ☐ 歯ブラシ、歯磨き用のプラスチックコップ
 - ☐ 紙おむつ・パット等
利用日数に合わせてご持参ください。
 - ☐ 衣類
利用日数分の日中に着るものとパジャマ
 - ☐ 栄養剤(利用期間+a)、
接続チューブ、注入ボトル、シリンジ等
(経管栄養の方のみ)
 - ☐ 吸引器一式、吸引カテーテル、アルコール綿
(吸引が必要な方のみ)
 - ☐ その他の医療物品
気管カニューレ、ガーゼ、テープ等
 - ☐ 福祉サービス受給者手帳・各受給者証
- ※持参物には全て記名をお願いします。

ショートステイ・ライフゆう

短期入所事業(併設型)

所在地:横須賀市湘南国際村1-4-6



お問い合わせ

TEL 046-856-6833

FAX 046-856-6834

受付 平日 月～金曜日/9:00～17:00



いつもの暮らしに、ほっとできる場所として

「ライフゆう」の併設型として誕生した、医療型短期入所。

INFORMATION

目的

① 計画的利用

介護者のレスパイト等・ご本人の体験利用として計画的に日程を決めて利用します。

② 緊急時の利用

ご家族に代わって事業所が支援サービスを行います。

※初回利用が緊急時利用の場合、児童相談所もしくは障害福祉課へご相談ください。

対象

・学齢期以上の方

・障害者福祉サービス受給者証の支給決定者

医療型(重心)重度支援、もしくは医療型(療養介護)重度支援

※支給決定は障害福祉課にご相談ください。

対象地域

神奈川県にお住まいの方

(横浜市・川崎市・相模原市を除く)

定員

4名/日

送迎

利用期間中の送迎はご家族の対応をお願いします。

費用

食費等日用品等の実費負担があります。

※詳細は重要事項説明書をご参照ください

入退所日時

① 宿泊あり

入所日:月曜日～金曜日/10時受け入れ

退所日:10時退所

② 宿泊なし

利用時間:10時～16時



初回利用までの流れ

STEP 1 事前外来

登録(契約)前に、事前外来診察が必要です。

医療、健康に関する診察を行います。

※所定の用紙にて、利用申し込みを行ってください。

(外来診察日の調整は電話でも受け付けます。)

※利用決定の回答は、書面にてお伝えします。

事前
予約制

随時
受付



STEP 2 登録(契約)

① 必要書類の提出

② 個別面談の実施

ご本人に関する情報を共有し(アセスメント)、登録(契約)・重要事項に関する説明、同意の上、契約書をお渡しします。

個別支援計画を作成します。

※契約後6か月に一回の面談実施

事前
予約制

随時
受付

STEP 3 利用申し込み

① 利用希望月の3ヶ月前より

申し込みを受け付けます。

② 利用希望月の前月に利用調整結果(利用の可否や日程)を書面と電話にてお知らせします。

3ヶ月前
予約制

STEP 4 当日利用(宿泊なし)

① 受け入れ(10時までに来所)

・医師の診察

・支援、看護スタッフとご家族とで、利用に際する上での確認(持ち物、介助内容や支援内容、配慮事項等)

② 日中

「ライフゆう」の活動に合わせて過ごします。

③ 退所

利用中の説明、その他の確認。



初回利用以降の利用方法

ご契約後の計画的利用

利用希望月の3ヶ月前よりお申し込みください。

ご利用緊急時の利用

直前でも調整がつけば受け入れ可能となります。

持ち物

STEP 1 「事前外来」時の持ち物

□ 診療情報提供書

処方箋がわかる内容を含め、かかりつけの医療機関からご持参ください。

□ 健康保険証

□ 母子手帳

□ 身体障害者手帳・療育手帳

□ 市町村発行の障害者医療受給者証

□ 市町村発行の障害者福祉サービス受給者証

□ 印鑑

STEP 4 「利用日」の持ち物

□ お薬(利用期間分+α)

・内服薬、頓服薬は1回分ずつまとめて、服薬日時、服薬者名を記入。
・坐薬、ぬり薬等は小袋に入れ、使用、保管方法をお知らせください。

□ 食事に必要な個人特有な物品

吸い飲み、コップ等、スプーン等

□ 歯ブラシ、歯磨き用のプラスチックコップ

□ 紙おむつ・パット・ティッシュ

利用日数に合わせてご持参ください。

□ 衣類

利用日数分の日中に着るものとパジャマ
※基本的に洗濯は持ち帰り。
(できない方はご相談ください)

□ 栄養剤、接続チューブ(利用期間+α)

注入バック、シリンジは購入していただきます。
(経管栄養の方のみ)

□ 吸引器一式、吸引カテーテル、アルコール綿

(吸引が必要な方のみ)

□ その他の医療物品

気管カニューレ、ガーゼ、テープ等

□ 福祉サービス受給者手帳・各受給者証

※日常的に必要な物品は、各個人で準備していただきます。

但し、臨時での使用や購入が必要な場合は、実費請求となります。

※上記以外個人が必要とする物は、事前にご相談ください。

ご家族との共同支援

急変時の連絡先について

利用中に体調を崩された場合、ご家族へ連絡をさせていただきます。

期間中は確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先の申告をお願いします。



ヘルパーゆう

居宅介護事業/重度訪問介護事業/移動支援事業

所在地:横須賀市芦名2-8-17



お問い合わせ

TEL 046-855-3911

FAX 046-855-3912

受付 平日 月～金曜日/9:00～17:00



一緒に楽しく豊かな希望に充ちた日々を

ご自宅や外出/様々な場面でご本人の希望に沿った活動支援を行っています。

INFORMATION

目的

ご本人の自立した日常生活、
または社会生活を営むことを目的に
個別に支援を行います。

対象

横須賀市、三浦市、葉山町と逗子市(一部)に
お住いの方
重度重複障害者/重症心身障害者

費用

外出時の食費、交通費の実費負担があります。
※詳細は重要事項説明書をご参照ください

支援内容例

- ・ご自宅で一緒に過ごす
- ・ご本人のお食事作り、掃除、洗濯
- ・ご自宅のお風呂での入浴介助
- ・通院の付き添い
- ・外出の支援(電車やバスを使い目的地まで)

など



初回利用までの流れ

STEP

1 電話でお問い合わせ

STEP

2 担当スタッフによる面談

ご本人に関する情報の共有(アセスメント)
※必要に応じ今後も面談実施

事前
予約制

STEP

3 契約・重要事項のご説明

登録(契約)・重要事項に関する説明、
同意の上、契約書をお渡しします。
個別支援計画を作成します。

持ち物
CHECK

STEP

4 利用のお申し込み

- ① 利用希望月の2カ月前より
申し込みを随時受け付けます。
- ② 利用希望月の前月に
利用調整結果(利用の可否や日程)を
書面と電話にてお知らせします。

2ヶ月前
予約制

STEP

5 初回利用

持ち物
CHECK

ご家族との共同支援

急変時の連絡先について

利用中に体調を崩された場合、
ご家族へ連絡をさせていただきます。
期間中は確実に連絡がとれるよう、
緊急時の連絡先の申告をお願いします。



持ち物

STEP

3 「契約」時の持ち物

- ☐ 必要提出書類等
事前相談、面談時にお渡しするもの
- ☐ 医療的ケア依頼書、医師の指示書
(医療的ケアの必要な方のみ)
- ☐ 処方箋
- ☐ 身体障害者手帳・療育手帳
- ☐ 市町村発行の障害者医療受給者証
- ☐ 市町村発行の障害者福祉サービス受給者証
- ☐ 印鑑

STEP

5 「外出時」の持ち物

- ☐ お薬(1日分+α)
- ☐ 食事に必要な個人特有な物品
トロミ剤、スプーン、ハンドミキサー等
- ☐ 紙おむつ・パット等(必要枚数/日)
- ☐ 衣類(着替え用)
- ☐ 栄養剤(利用期間+α)、
接続チューブ、注入ボトル、シリンジ等
(経管栄養の方のみ)
- ☐ 吸引器一式、吸引カテーテル、アルコール綿
(吸引が必要な方のみ)
- ☐ その他の医療物品
気管カニューレ、ガーゼ、テープ等
- ☐ 身体障害者手帳・各受給者証

※持参物には全て記名をお願いします。



支援センターライフゆう

一般相談支援事業/特定計画相談支援事業/障害児相談支援事業

所在地:横須賀市湘南国際村1-4-6

お問い合わせ

TEL 046-857-0551

FAX 046-857-0552

受付 平日 月～金曜日/9:00～17:30



なんでもご相談ください!

地域に住む障害者とそのご家族の毎日が、少しでも暮らしやすくなるようにサポートします。
生活上の困り事など、どんな小さな悩みでもご相談ください。

INFORMATION

対象

身体障害児・者(主に重度重複障害児者、重症心身障害児者、肢体不自由児者)及びその家族、関係者・地域住民

対象地域

横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町に
お住まいの方

費用

相談料の負担はありません。

相談時間

・月～金(祝日は要相談)

・9時～17時30分

相談員が不在の時もございますので、
来所される際は事前にご予約をお願いいたします。

相談支援専門員とは?

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。支援センターライフゆうは、「医師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等」ライフゆうの医療専門職を含むスタッフとの連携をはかっていきます。

※神奈川県医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者がいます

※神奈川県医療的ケア児等支援者養成研修修了者がいます



事業内容について

地域移行支援

長い間、病院などに入院されてきた方の希望に沿って、支援者が退院に向けてのお手伝いをします。

計画相談支援・障害児計画相談支援

必要だと認められた方に対し、障害児・者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等の利用の計画を作成します。

相談の流れ

STEP 1 電話でお問い合わせ

随時
受付

新しく福祉サービスを利用したい場合や
困りごとがある場合は、まずは電話(または来所)にてご
相談ください。お会いしてお話した方がいい場合は、面
談の日の予約を行います。

STEP 2 相談員との(初回)面談

事前
予約

課題解決の方法をご本人(ご家族)と
一緒に考えます。

STEP 3 契約・重要事項のご説明、計画作成

登録(契約)・重要事項に関する説明、同意の上、契約書
をお渡しし、課題解決に向けた行動及び支援をご本人
(ご家族)と共に開始します。必要に応じて福祉サービ
ス利用の申請を支援します。

※福祉サービスを利用する場合は、サービス等の利用計画が
必要になります。

地域定着支援

地域で安心して生活できるようにご相談を受け付け、
緊急時には相談支援員が駆けつけます。

一般相談支援・障害児相談支援

障害のある方やその保護者などから様々な相談を受け、
必要な支援や情報提供、関係機関への紹介など
連絡調整を行います。

サービス等利用計画作成の流れ

STEP 1 初回面談

事前
予約

申し込み(登録)、計画作成の流れ等ご説明を
し、ご本人、支援者の情報やご希望等を伺います。

STEP 2 契約と計画(案)作成

「支援センターライフゆう」と契約をしてから、計画(案)
の調整と作成、ご本人・代理人等の確認を行います。

STEP 3 行政に計画(案)の提出

福祉サービス事業所等のサービスを調整し、受給者証
の支給決定を得ます。

STEP 4 本計画の作成と受給開始

ご本人・代理人等の確認印をいただき、サービス受給
開始です。

STEP 5 定期的に面談、計画の見直し

支援経過についてお話を伺い、定期的に支援内容の検討・
見直しをします。(モニタリング)
福祉サービス等の変更を希望する場合はご相談ください。

